

(三四一)

參議院環境委員會會議錄第十九號

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 福山 哲郎君
理事

委員

関口	昌一君
橋本	聖子君
岡崎	トミ子君
鰐淵	洋子君

國務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員
政府参考人

第十一部 環境委員会會議錄第十九号 平成十八年六月八日 【参議院】

經濟産業省製造
産業局次長
塚本 修君

環境大臣官房廃棄物・リサイクル

由田 秀人君

環境省地球環境局長 小林 光君

今日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等

出、衆議院送付）に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提

○委員長(福山哲郎君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のた

め、今日の委員会に、理事会協議のとおり、経済産業省製造産業局次長塚本修君外二名を政府参考

人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（福山哲郎君） 御異議ないと認め、さよ

う決めたします。

○委員長(福山哲郎君) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正

する法律案を議題とし、これより質疑に入りま
す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大石正光君　おはようございます。

昨日、参考人の皆様においでいただいて、いろいろと教示を賜りました。今日は最後の総括とい

う形になりますので、参考人のそれぞれ意見を通した形で是非御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、この容器包装のリサイクル法の改正案を審議していて、いろいろと皆さんと議論をしてまいりました。そして、その審議を通じて参考人を含めた多くの意見が出されてきたわけですが、このような形で改正の方向に向かうのか、現在の法律の改正の部分と、そして将来に向かつてどのような方向にするのかの点を是非御答弁をいたしたいと思います。

○政府参考人(由田秀人君) 今回の法案審議におきましては、参考人や委員の方々からレジ袋対策や資金拠出の仕組みを始めとします多くのテーマについて様々な御意見をいただいているところであります。

法案を成立させていた、だきますれば、レジ袋対策におけます判断基準や資金抛出の仕組みにおけます抛出金の算定方法など、政省令事項の検討が予定されることになるわけですが、これらの検討に際しても、いただいた御意見を十分踏まえて取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、将来の制度運用に際しても、適宜いただいた御意見の趣旨を踏まえまして円滑な施行に努めてまいりたいと、このように考えております。

○大石正光君 次に、昨日、参考人が指摘した排出抑制への必要性、そして消費者に対しての広報、消費者の意識向上について、いろいろな意見が求められましたが、これについてはいかがでございますか。大臣の御答弁をお願いします。

○国務大臣（小池百合子君）　ます、循環型社会の構築のためには、容器包装に係りますスリーRを推進するということが、特に容器包装廃棄物の排出

の抑制が重要な課題でございます。そのことについては、事業者、消費者双方の取組が必要であると、このように認識しております。

また、今回の改正案におきましては、事業者の排出抑制を促進するための判断の基準となるべき事項を定めました。そして、事業者によります容器包装の使用の合理化を促進をいたします。また、容器包装廃棄物の直接の排出者であります消費者の意識啓発が重要でございますけれども、その啓発を図るためにも容器包装廃棄物排出抑制推進員を通じました消費者意識の調査、そしてまたその結果を踏まえた消費者に対する指導、助言を行うこととしております。

また、国民への啓発ということにつきましては、環境省におきましても引き続き、例えばふるろなしきの復活であるとかマイバッグのPRなど、あらゆる機会をとらえまして容器包装の使用を抑制するための国民運動の展開をしてまいりたい。そしてまた、消費者と連携いたしました容器包装摩擦物の排出抑制に資するモデル事業への支援なども行つてまいりたいと考えております。

ちなみに、明日でございますけれども、三越百貨店にて、ふろしきの包み方ということで私が講演をすることとなっておりますので、お時間があるでしたら、皆様どうぞお越しいただければというところでございます。

○大石正光君 次に、参考人のいろいろお話にありました、元環境省の先輩の千葉大学の教授のお話にもありました。要するに、再使用、再生産システム、すなわち瓶とかにあるデポジットシステムというんでしょうか、再利用して再活用するという仕組みが昔はありました。私も実際に瓶を持つていって五円とか十円をいただいてきたこともよくありますが、そのシステムが実際にもうほとんどなくなっている。すべてペットボトルとかか

そういう紙のものになって、再利用するという一つの仕組みがなくなってきたというお話がありましたけれども、この仕組みをもう一回再検討して、その方向に進めるような意識というのか考え方はございませんでしょうか。

○政府参考人(由田秀人君) デポジット制度につきましては、参考人質疑におきまして、回収場所について工夫をすることで導入が可能なのではないかとの御意見をいただいたところでございます。しかしながら、デポジット制度を全国一律に導入することにつきましては、回収容器を保管する場所の確保の問題のほか、例えば預り金の管理の仕組みや管理コスト、回収の仕組みの転換に伴う回収率への影響などの課題が多くございまして、引き続き分別収集の徹底などによる回収率の向上を図るべきというふうに考えております。

なお、スタジアムなどの限定的な場所です実施する場合に一定の効果を見込むことができてと考えられておまして、これまでも例えばJリーグのサッカー場などもサポートもしてまいりましたところでありまして。今後とも、実証事業の実施などを通じまして引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○大石正光君 回収方法とか回収システム、様々な問題で課題があることは事実でありますけれども、しかし、今コンビニや、あらゆるそういう小さなお店がたくさんあります。そして、それぞれ宅配業者にしても、そういう様々な問題にしても、全部そういうことを通じて随分と仕組みを全国に何万店という形の中でチェーンを広めている業者もたくさんあるはずであります。

と考えますと、昔のような小さな小売店の小さな店で、さらにデポジット方式の瓶を回収する仕組みということがなくても、そういうすべてのファーストフードショップや、セブンイレブンやファミリーマートのような、あのような形の小さな店を活用すれば幾らでもシステムはつくれるはずなんです。特に、環境省が進める、地球温暖化の中で、再資源を再利用し、さらに化石燃料を

できるだけ使わずに自然のエネルギーを起こしていくという姿勢をしたときに、今のような姿勢であればまるっきり逆行しているような感じがしてなりません。

かつてあったそういう仕組みをもう一回再利用して再活用するという意識と同時に、それを新たに新しい仕組みにつくり変えるというそういう発想こそが環境省にとつて必要であり、そういうことを進めていくことが国民に対する意識の高揚につながっていくと私は前回もお話し申し上げました。しかし、参考人の様々な意見を通じてもそういう意見が結構出てくるはずだったので、なぜそのような前向きな姿勢を示そうとされないのか、その辺もう一回ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(由田秀人君) 先ほど御答弁させていただきましたが、先生御指摘のとおり、このデポジットの制度を導入、全国的にいたしますには、回収容器を保管する場所とかの確保の問題のほか、預り金の管理の仕組みとか管理コスト、回収の仕組みの転換ということが出てまいります。現在の分別収集からこちらの方に転換をいたすということで、回収率などへの影響もどう出てくるかというふうなことも検討していかなくてはならないという課題も多くございます。

したがって、引き続き分別収集の徹底によりまして回収を行い、リサイクルを進めていくというところを固めてまいりたいというふうに考えておりますが、繰り返しになりますが、それぞれの、いろいろな、例えば横浜の日産スタジアムでありますとか新潟のビッグスワンなどのサッカー場などを始めとしまして様々なところでの取組もございまして。環境省としてもこれらも様々な形でサポートをしておりますが、今後ともこういう実証事業なども通じまして引き続き検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○大石正光君 もう少し言葉を換えてお話を差し上げます。
この容器包装リサイクル法が最初にできて、

様々な、前に申し上げましたように、いろいろ電気製品やそれぞれ自動車のシステムが進んでまいりました。すなわち、この容器包装リサイクル法がリサイクルシステムをつくる最初のモデルケースになったはずであります。そして、それをモデルにして様々ないろんなシステムが生まれてきた。そして、そのシステムがうまく機能し始めてから、今度は十年後にこのシステムを再検討して改正をするという形になったときに、なぜ後ろ向きな改正をするのかということが私はまだ疑問でならないわけでありまして。せっかくそれぞれ、レジ袋にしても有料化にしても何にしても、いいことが一杯あるはずであります。

かつて、最初の十年前に実際にこれを成立させたときのそれぞれ担当官の人たちの苦労というのは大変だったと思う。環境の物語。そして、物を大事にするシステム、そういうことがほとんど国民の意識になったときにこういうものをつくられたわけでありまして、当然、先輩の役所の皆さんの姿勢は私は評価されるものがあつたと思う。しかし、それが現実になって、国民が意識をし、それぞれごみの回収問題や様々な問題が全部実在になつていくときに、ただその仕組みを一部を修正して前向きにするというだけで、思い切つた前進をする姿勢を示していかなければ、私はこれの法律の意味がほとんどない前から言い続けてまいりました。

何回も繰り返ししているわけでありましてけれども、いつもその話で止まってしまう。すなわち、このシステムができたことによつて、消費者の意識がごみというもののからむしる廃棄物に物事変わつて、ごみを大事にしたり分別する意識が私は薄れてきたということ、参考人の意見でもありましたように、そういう実例があることをもう少し踏まえて、もつとも前向きにするべきじゃ私はないかと、そのように思うんですけれども、そういう点は、ただ検討すると言っただけで、その言葉で終わってしまうことなんではないか。もう少し踏み込んだそれぞれに御答弁はないでしょうか。

か。
もう一度ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(由田秀人君) この容器包装リサイクル法を施行して十年、随分、先生御指摘のようにごみに関する国民全体の意識はそれなりに高まってきたのだというふうなふうに考えております。当時のお話、先生御承知のとおりかもしれませんが、かなり難しい中でこの制度は成立をできております。そういう意味で様々な問題点も抱えていたわけでありまして。

今回、特にその中でも直截的にリデュースをやつていくという、レジ袋を始めとしますというゆる排出抑制の対策に大きく踏み込んでいくということも今回新たに創設させていただいておりますし、それから、事業者から市町村への拠出による、いわゆる市町村と事業者の連携による、より一層効果的、効率的なリサイクルを進めていくというところ、これもそれぞれの消費者の役割、市町村の役割、事業者の役割、それらを踏まえましてそれなりの前進をさせていただいたつもりであります。かなり、十年前に制定させていただきまして、その後十年たちまして見直して、今回、更にこのスリーRがこの制度で前進をできるものと思つております。

今御指摘のデポジット制度につきましては、これをいきなり全国で導入する、こういうことに関しましては、現在のこのシステムを全面的に変えるということにもなりますし、そのときの先ほどから申し上げましたような問題点が多々あるわけでありまして。そういう意味で、各地でそれなりにスタジアムなどで取り組まれているようなこういうローカルなデポジットなどに関しまして、環境省としても必要な情報提供をするなどの支援をこれまでも行つてまいつてきておりますし、今後ともこういうことを通じまして、更にどういうふうなすべしうまくいくのであろうかというふうなことも考えながら、またそれとは別に様々な実証事業も実施し、今後とも更にスリーRを前進させて

いけないかということを考えてまいりたいというふうに考えております。

○大石正光君 是非、御検討いただきたいと思うわけであります。

先ほど申し上げましたように、容リ法ができてから消費者の意識が変わって、ペットボトルがごみのような形になってきたわけでありまして、ごみのような形になってきたわけでありまして、ごみ、そうした結果、企業の責任が自治体の責任へと大きく拡大していったという話もありました。そしてまた、今回の改正案によって自治体は自治体に負担を増やすだけにすぎないということになるのではないかと話もあつたわけであります。

前にお話のように、私は負担は平等にするべきだと。すなわち、製造した者から実際にそれを流通して販売して利益をした人たちまで平等に負担することによって意識の拡大とそれの広報活動につながってくる。それは消費者だけじゃなく、それに携わった人たちの意識も変えていくことによって全体の意識が変わっていく。私はそういうことが絶対必要だと言いつけてきたわけでありますが、昨日の参考人の中にもそういうふうな、まあ平等に負担するということまでは言っていないにしても、それぞれ企業の責任や自治体の負担が増えるという意見もありました。その辺はひとつどのように検討されて考えていかれるんでしょうか。

○政府参考人(由田秀人君) 特に、今の御指摘の中でガラス瓶の方の利用が減少してペットボトルが増えているというお話ございました。そもそも、ガラス瓶の方の利用製品が減少をしましてペットボトル利用製品が増加しているといえますのは、消費者が飲料をかねなどに持て運ぶことが多くなっていることや、割れる可能性のある容器を敬遠するようになっていることなどの消費者のライフスタイルの変化によるところが大きいのではないかと考えております。そのような消費者のライフスタイルの変化により

まして使用される容器包装も変化をいたしました。それに伴って社会全体における負担の構造が変化することも考えられますし、やむを得ないところではあります。いずれにいたしまして、リターナブル容器の使用の促進を図るというふうなことも循環型社会の構築にとつては大変重要な課題だということに考えております。

このリターナブル容器の普及に向けては、これまで自主回収の認定という制度が現在ございしますが、おおむね九割程度できていればあとは優遇するという制度でありますけれども、この九〇%というところの運用を要件を緩和するなど、瓶の自主回収などに対するインセンティブの制度を活用したり、先ほど申し上げた横浜や新潟などのサッカー場の例のようなスタジアムやイベント会場などの公共施設におけますリユースカップなどの使用の促進でありますとか、市町村におけますリターナブル瓶の分別収集に関する実証事業の実施などによりまして、今後ともこういうリターナブルというふうなものも何とか活用をしていただけるように引き続き努力をまいりたいと、このように考えております。

○大石正光君 次に、昨年、経団連がいろいろとごみの問題に対して提言を出されたはずであります。その出された中で、それぞれ企業はこれだけの責任を負っている、消費者が意識を向上させるためにごみの中できれいなものだけプラスチックの皿とかそういうものは受け取るべきではないというふうな話も実は意見としてあつたわけでありました。しかし、それは国民の意識をちゃんとやるためだけじゃなくて、企業の責任も当然あるはずであります。ペットボトルはある程度の形のデザインが決まっています、その上の包装の紙の部分が変わるだけで、ほとんど同じようなペットボトルであります。しかし、トレイとか皿とかはいろいろな種類があつて材質も違つて、一体何をどう使っているのか分からないし、それをどうごみに捨てていいか分からないという、それは生産者側の問題も私はあると思うんですね。

ですから、そう考えていくと、実際に商品の単価に上乗せするような拡大生産者責任というものをばつたりやりさせていって、そしてそれぞれ公平に負担をしていくという形の仕組みをつくることの方が私は大事じゃないかということ。我々も拡大生産者責任をきちとすべきだといふ一つの御意見もありますけれども、この辺に關してはどのような形で検討され、前向きに進まれるつもりでしょうか。

○政府参考人(由田秀人君) まず、拡大生産者責任につきましては、現在の現行の容器包装リサイクル法の中にも一定盛り込まれておりまして、特にこの拡大生産者責任のガイダンスマニュアル、OECDの方から出されておりますが、これは下流側の、特に市町村の負担部分の一部の責任を上流側に転嫁する、この場合に、国により、物によりその特性に合わせて行うというふうな概念になつております。そういう意味で、この容器包装リサイクル法に關しましては、拡大生産者責任というものは既に盛り込まれた制度となつていて、この認識であります。

その上で、経団連の方から、今御指摘の昨年十月に、「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」と題する意見書が公表されたわけでありまして。この中では、一昨年から中央環境審議会と産業構造審議会で行われておりました容器包装リサイクル制度の見直しの議論の中におきまして、産業界はこれまで両審議会などの場で、現行の役割分担の見直しは事業者への単なる費用の付け回しにすぎないと繰り返し主張してきたと述べられております。この意見書は、中央環境審議会におきましても経団連代表の委員から資料として提出されまして、中央環境審議会ではこうした意見も参考しながら審議が重ねられてまいりました。

この役割分担の見直しにつきましては、経団連の意見も含めまして、その効果や問題点などについて様々な議論が行われましたが、その結果として、市町村による分別収集の質の向上と事業

者によります再商品化の質的向上を一体的に促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係ります社会的コストの抑制を図るという観点から、今回の改正案で創設することとしていただいております事業者が市町村に資金を拠出する仕組みについて提言が取りまとめられたものと理解をいたしております。

○大石正光君 次に、レジ袋についてちょっと伺いをさせていただきます。

いろいろと、先ほど私も私は、前回の委員会で、レジ袋に対する様々な有料化、そしてレジ袋が規制をして環境省が一〇%という表現をしたということの中で、私はほとんどの、生協も含め様々な業界が三五%の目標設定で一生懸命努力をしているというお話をさしていただきました。

実際に、コンビニエンスストアが二〇一〇年までに三五%削減するという新聞発表もありますし、また一方、スーパー、チェーンの協会も同じようにその方向で努力をするという話をしてまいりました。実際に参考人の中にも、実際に五円とか十円の有料化にすることによって、レジ袋を使わずにちゃんと自分の袋を持って、先ほど、大臣がふるしきの使い方をあした三越で説明するように、そういう前向きな指導をするという話もありましたことについては、どのような形で考え、資源を是非守っていくというものの中では、三百億枚のそのレジ袋をできるだけ減らしていくという方向と、その資源を是非とも減らさないような形で環境を守っていくという方向では、どのような形でこれを方向性として考えていかれるのか、そのことをちょっとお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(由田秀人君) 政府が示さしていただきました一〇%という数字は、先進的な企業がポイント制などの導入によりましておおむね一〇%程度の削減を実現しているというのを踏まえて見込むことのできる削減の程度というものを示したものであります。

一方、フランチイズチエン協会のように、業界独自に一層の自主的取組を図るべきより高い目標を掲げることは、これはもう歓迎すべきことと考えております。

今後とも、各省と連携しまして、このような業界の自主的な取組を一層促進することによりまして、より大きく排出抑制が進むよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○大石正光君 大分時間も少なくなつてまいりました。私は、ごみという意識と同時に、産業廃棄物として捨てるのか再利用するのか、それぞれ意識の違いはあると思いますが、前の質問でもお話ししましたように、JRのあの弁当箱のあのような形のごみ、ああいうものを単なる産業廃棄物として処理するだけではなくて、再利用するような仕組みをもう一回やっていただきたいことが私の気持ちでありました。

ですから、そういうことを含めて、是非、環境省は、経済産業省の自動車販売機や、さらにはJRみたいなああいう形による、国土交通省に対する指導とか、環境と地球温暖化の資源を大切にしようという意識の中で、是非とも、そういうものをそれぞれの役所がもう少し環境というものをひとつと前向きで考えて、是非とも再利用化したり、さらにはそういうものが資源をできるだけ大切にしようという意識を持つような指導的な立場に私は環境省に立つてもらいたい、そのことを是非お願いしたいわけでありました。

それで、実は最近、様々なテレビの中でその資源のごみの問題が出てまいりました。特に、我々、弁当や様々なあるはしの問題、割りばしです、中国からいろいろほとんど輸入している割りばし、突然、中国から五割の値段の値上げというところになりました。そうしますと、それぞれチェーン店では、はしが大変だからといって、是非それを自分で持つてきてください。そのことに対しては特別にポイント制を付けて、十回やったら何かをお返ししますとか何かをサービスするという仕組みをやるうとしてその仕組みが変わってきた

と同時に、割りばしからプラスチックはしに変わったりと、そういう意識が非常にありました。昔、木を大切にするために割りばしは使わないという意識の運動がたしかあったことは振り返るとあるわけでありました。ところが、今回の中国が言っている問題は何かというところ、地球温暖化の問題で、資源を大事にする、そして木を切つて森を少なくしてしまうから、そういう意味で割りばしはできるだけ使わなくて値上げをするというような形のそういう理屈が付いてきたような感じの記憶をしております。

私は、日本は環境を守つて自然を豊かにしている、そしてそのことをやっているのに、中国はほとんどどんどん外国から木材を輸入しています。特に、シベリアからは猛烈に輸入をして中国国内で消費をしている。消費が猛烈に強い大きな国であるのに、中国からそういうことを言われること自体、私はおかしいような気持ちがあつたわけでありました。

ですから、そういうことを考えたときに、これからのそういうごみ、さらにはそういうような環境問題という中で、一体どのような形にしていくなのか。私は、ペットボトルにしても、要するにプラスチックのお皿にしても、同じような形で、今ペットボトルが中国に燃料とかいろんな材料として途中から輸出されて中国が輸入しているような形もあります。このペットボトルやお皿も必ず割りばしのような形で中国から言われてくる可能性が非常に強いと思つていられるんですね。

こういうところについてやはり行政の指導と方向性をきちつとしていくことによつて、こういうことが言われなくなるように是非指導するべきだと思ふんですが、そのことの方向をちよつとお伺いしたいこと、このことについて大臣の御意見をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府参考人(由田秀人君) 使用済みのペットボトルにつきましては、消費者の分別排出と市町村によります分別の徹底が図られてきたことにより

まして、近年、有価物として国内事業者に引き渡され、海外に輸出されるという事態が生じておるのは御指摘のとおりであります。このことは、国内のリサイクル体制の確保の観点から喫緊かつ重要な課題となつておるといふ認識でございます。

こうした事態に対処いたしますために、今回の改正におきましては、法律に基づきます基本方針の規定事項に、分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し、その他の適正な処理に関する事項を新たに追加することとさせていただきます。これに基づきまして、基本方針におきまして、例えば、市町村が自ら策定した市町村分別収集計画に基づいて分別収集をした使用済みペットボトルなどを円滑に指定法人などに引き渡すことなどを規定することを考えております。

このほか、使用済みペットボトルを国内リサイクルシステムに誘導するために、輸入国における廃棄物の受入れに関する国内法等の調査や、その結果の市町村などへの通知を行ひまして、安易な輸出が行われないようにすること、使用済みペットボトルの国内リサイクルを推進する市町村が情報交換などを行う場を設定するなどいたしまして、市町村の自発的な努力を促進することなども検討いたしております。

また、使用済みペットボトルにつきましては、指定法人が行う入札におきまして、リサイクルを行う落札者が指定法人に金銭を支払いいわゆる有償入札が平成十八年度から実施されております。指定法人が受け取りました収入につきましては、これを市町村へ拠出する方向で具体的なタイミングや方法等について検討しているところでありますが、これによりまして、結果的に市町村を指定法人ルートに回帰させる効果も期待できるといふふうに考えております。

これらの取組を組み合わせまして、市町村が集めました使用済みペットボトルが国内で円滑に再商品化されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(小池百合子君) スリーRの問題におきまして、それから地球温暖化の問題におきましても、私は、国境を越えて、そしてアジアという地域全体で考える時期になつてきているんではないかと思つております。

ただ、やはり廃棄物は、基本的には我が国内できつちりと処理をしていくという体制を取つておきまないと、また例えば中国なども大変な経済発展の中で、日本から受け入れていたけれども、これからは受け入れられないというようなこともいつの日か起こるかもしれません。そのことを考えますと、我が国における循環型社会の形成と同時に、ごみというか、廃棄物も分別することによつて資源に変わるわけでございますので、それをうまく活用できるような地域的な輪、双方を機敏ににらみながら対応していく必要があるかと思つております。

いずれにしても、割りばしの問題にいたしましても、経済性の結果そうやって中国産のものが使われてきたんだらうと思つております。それから、マイはしというような運動もございいます。一方で、割りばしなどは、間伐材がうまく使われることによつて森が、山がキープされるということにもつながつております。ですから、いろんな文脈の中で総合的に何がベストかということをお断しながら、自然の保全、環境の保全、そして地球温暖化対策、非常にあちこちにいろんな要因がございいますので、それを機敏に組み立てながら進めていくのが必要かと思つております。

○大石正光君 ありがとうございます。

○鰐淵洋子君 公明党の鰐淵洋子でございます。まず、循環型社会の形成に向けて質問させていただきたいと思ひます。

容器包装リサイクル法が平成七年に成立をいたしました十年が経過をいたしました。分別収集や再商品化は着実に進められてきております。また、この最終処分場の残余年数も一定の改善が見られているかと思ひます。こういった成果がある一方で、循環型社会形成推進基本法におきまして

リサイクルよりも優先されるべきリデュース、リユースの取組は不十分じゃないか、こういった指摘もございいます。

実際に家庭から排出されています廃棄物の量は、平成十五年のデータでございますが、約三万四千トンということでありまして、この家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合は六・一％になっているということでございいます。この数値はここ数年横ばいになっているということで、容器包装廃棄物のリデュースが進んでいないことを表しているのではないかと考えておりますが、先ほども大石委員の方からも御紹介がありました、モスバーガーのポリ袋禁止、またフランチヤイズ協会の方でもレジ袋削減の取組、目標を掲げて取り組むということ、そういったお話もございましたが、今回の改正を踏まえまして、環境省として循環型社会の形成に向けてこういった削減目標を考

えているのか、また、その達成に向けてリデュース、リユースの対策にどのように取り組んでいくのか、まず大臣の方にお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小池百合子) よくスリーR、先ほどもお答えさせていただきましたが、せんだつてもそれは何だということ、もつと分かりやすく言えという御質問があったかと思ひます。

一言で申し上げますと、もつとないことはやめましように尽きるわけでございしますが、ただこの世界、きつちりとどうあるべきを示す際に、抑制をしていきましよう、排出の抑制と、それから資源を大切に使用していきましようという意味でのリデュース、循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づいてまず最も優先して取り組むべき課題でございますので、今回の改正案でもこのリデュースを一層推進するということがまずベースになっております。そしてまた、その中で、事業者が取り組む際の判断基準、容器包装廃棄物排出抑制推進員の制度の導入といったことも柱といたしております。

今後、特にレジ袋の使用の抑制について、この

推進員の制度を活用しながら、また先ほど来御紹介させていただいておりますふろしきであるとかマイバッグなど、これまでのレジ袋に代わるようなものという、元に戻って、昔、お買物行くときはこんな何かかごなんか提げていましたよね、ついウン十年前だと思ひますけれども。そういったことなども、むしろ普及と言ふよりも復活と言つた方がいいのかもしれませんが、そんな国民運動も展開してまいりたいということで、やはりリデュースがまず真っ先に来る。

そしてまた、リユースにつきましても、リターナブル容器の自主回収に対してのインセンティブの活用、それから、あしたからワールドカップがドイツで開かれますけれども、日本におきましても、いろんなそういったイベントのときにリユースできる、繰り返し使えるカップの試験的なモデル事業なども行つてきております。

そういった使用の促進などをやってきているわけでございますが、さらに、今年度から市町村によりまますリターナブル容器の分別収集に関する実証実験なども行うことといたしております。数値的には、循環型社会推進基本法の設計の中におきまして、これらのリデュース、リユースを進めていくことが肝要かと考えているところでございします。それらによつて目標の達成を行つていききたいと考えております。

○鶴淵洋子 ありがとうございます。また引き続き是非、消費者の皆様、また事業者の皆様、また自治体の皆様、様々な方々の協力をいただきながら着実に、このリデュース、リユースの対策、進めてまいりたいと思ひますが、

今大臣の方からも御紹介がありました、リターナブル容器の利用普及ということで今モデル事業を実施しているということで、昨日も局長の方からそういった紹介がございましたが、今具体的にどのようなモデル事業が進められているのか、またそのモデル事業を受けて、その結果を受けてまして今後どのように展開していくのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(由田秀人) 容器包装廃棄物の削減やスリーRの推進に係ります自主的かつ先進的な取組を支援することによりまして循環型社会の形成を促すということをやつていこうということ、リターナブル容器の普及の促進やレジ袋などの削減対策の取組につきましまして今年度よりモデル事業を実施する予定であります。

これは先ほど大臣の方からも、リデュースの重要性、目標に向かつてということで御答弁されましたが、以前、一般廃棄物、五％を目標に廃棄物処理法で定めてございまして、これへ向かつてしっかりと取り組んでいくということであります。このリデュースを進めていくことはそういう意味でも大変重要なことでございします。

このリターナブル容器の普及促進に關しますモデル事業としましては、いわゆるRマーク瓶、それからビール瓶、一升瓶などのリターナブル瓶の普及促進を図りますために、特に先進的な取組を行っている地域につきまして、自治体、販売事業者、業界団体、地元消費者などの関係者の果たすべき役割を検討しまして全国への展開を検討する事業でございます。それから、市町村によりまますリターナブル瓶の分別収集を促進するために、先進的な分別収集を行つている自治体につきましまして、コストを含む効果、効率性を検証いたしまして、全国へ展開していく可能性と必要な支援策を検証する事業の二つの事業を行う方向で、現在、関係業界あるいは関係団体と調整を行つているところでありまます。これらのモデル事業の結果を踏まえて、リターナブル瓶の活用が一層進むよう市町村などへの支援を検討してまいりたいと、このように考えております。

○鶴淵洋子 ありがとうございます。このスリーRを推進していくために重要な取組であるかと思ひますので、是非とも積極的に進めていただきたいと思います。

先ほどから御紹介もありましたリターナブル容器の活用ということで、大分県や横浜のサッカー競技場でリユースカップを導入したという事例が

あると伺つております。サッカー場等のイベント会場、ここにはやっぱり数千人から数万人の方が集まるわけですから、ここでは大量なごみも発生しますし、また従来ですと使い捨てのコップを使つていらつしやるということが多いかと思ひますが、これを何度も使うことのできるリユースカップを利用する、こういった取組が私も大変に重要かと思つておりますので、是非、このリユースカップの導入推進、今後どのように対応していくのか、進めていくのか、お伺いしたいと思います。

あわせて、先ほども申しましたイベント等におきましては、ごみゼロを目指すこともそうですし、あとそのほか電気だったり水だったり、そのほかの資源の節約も大変重要な取組かと思ひますので、これは実は我が党としても、イベントのごみを減らすことと省エネの推進取組もセットにいたしております。是非進めていきたいと思つておりますが、これを取り組むに当たつての、またこれも基準といひますかガイドラインのようなものはしっかりと作つて、こういったイベント会場、コンサート、様々なかと思ひますが、多くの人が集まる場所でのこういったごみゼロ、また資源の節約に進めるような、そういった取組が必要かと思ひますが、併せてこの二つ、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(由田秀人) サッカースタジアムやイベント会場におきまして飲食店の出店や利用に伴ひまして多くの使い捨て容器が使用されて、排出されるごみも膨大となるわけでありまます。これを少しでも減らす手段としましてリユースカップを使用することにつきましましては、一般市民の目に見える形でスリーRを進めるといふ、そういう観点から効果的な取組であるというふう

に認識をいたしております。

こうした観点から、環境省におきましては、Jリーグのいわゆる横浜の日産スタジアムでありますとか、新潟のビッグスワンでありますとか、こういったサッカー場などでのリユースカップの導

入を支援いたしました。リユースカップの回収状況などを調査の上、その普及のための課題を分析しまして、今後幅広い導入に当たつてのマニュアルなどの作成を進めていることを行っておりま

す。そのほか、自らは環境省が実施いたしますイベントや会議でのリユースカップの使用も図っておるところであります。例えば、この二月の二十七日にお台場で開催いたしました、スリール普及のための音楽イベントをやらしていただきました。リ・スタイル・ライブという、ライブをやらしていただいたのでありますが、大臣も来ていただきました。若し人にふろしきを広げて訴えていただきたが、それと、三月に開催していただき

ましたスリール・リユースカップの高級事務レベル会合におきましても、リユースカップを使用

していただいたりしております。今後とも、こうした取組を通じまして、イベントなどでのリユースカップの普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、イベントにおけますごみの発生抑制とか省エネなどの環境配慮ということでもあります。これはスリールRの推進や地球温暖化対策の観点から大変重要であるというふうに考えております。

環境省では、環境省自身の事業として、諸活動を対象として環境マネジメントシステムを設定いたしております。環境省主催のイベントなどにおけますリユース容器の使用や省エネの推進など、環境配慮の実施を位置付けて取組を進めているところでもあります。それから、地球温暖化対策推進法に基づきます政府の実行計画の次回改定に際しまして、政府が主催するイベントにおける環境配慮を盛り込むことも検討いたしております。さらに、民間のイベントにおきましても、リユースカップの使用などの促進を先ほど申し上げましたように推進しております。その効果を検証する調査も実施いたしてまいったわけであり

ます。以上のような取組を今後とも推進していくことによりまして、イベントなどにおきますごみの発生抑制と併せまして、省エネなどの環境配慮を一層進めてまいりたいというふうに考えております。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

環境省の方でもしっかりとそういった環境配慮の取組をイベント等でも行っているということについて御報告いただきましたが、それは引き続きしっかりと取り組んでいただきまして、また、民間におけるイベントにおきましても、主催者の方、また参加者の方にも御協力をいただいて、こういったリデュース、リユース、省エネに積極的にしっかりと取り組んでいただけるように、またこういった積み重ねが大きな成果にもつながるかと思いますので、是非ともこういった積極的な対応、再度要望させていただきますと思っております。

次に、分別収集のことで質問させていただいたと思いますが、昨日も名古屋市の方から分別収集集のお話を伺いましたけれども、それに対して、東京二十三区の方では、逼迫する最終処分場の延命を図るために、プラスチックごみを燃えるごみとして収集してサマルリサイクル、焼却して発電に利用する、こういったことをすることによりまして最終処分量を減らすと、こういった方針を打ち出したと聞いております。

しかし、この最終処分量を減らすためには、名古屋市の取組にありましたように、容器包装廃棄物をしっかりと分別収集をして、可能なものは再商品化して、そしてどうしても再商品化できないものはサマルリカバリーする、こういったことが適切な対応かと思っておりますけれども、この二十三区のようにプラスチック製の容器包装廃棄物、分別収集していない市町村の割合ですが、平成十六年度で四割以上になる、このようにも何っておりますので、循環型社会を形成する上でまず重要な第一歩の取組といたしまして、地域の皆様にも御協力をいただいてプラスチック製の容器包装の廃棄物の分別収集にしっかりと取り組んでい

ただ、これも重要かと思いますが、今後の対応をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(由田秀人君) プラスチック製の容器包装廃棄物を分別する市町村の割合は、平成十六年度で五七・五％でありまして、年々増加しておりますものの、御指摘のとおり約四割の市町村はいまだ分別収集を行っていないという状況でございます。

御指摘にございました東京の区部二十三区に關しましては、いわゆるこの容器包装リサイクル法の分別収集という以前に、可燃物として焼却してエネルギーを回収するというその以前に、今不燃ごみ、いわゆる焼却不適物といいますが、不燃ごみとして最終処分をしておるわけでありまして、これは、中央防波堤外側の、新海面という、最後の最終処分場と言われておりますが、処分場が大変逼迫しているにもかかわらず、なお、歴史的な経緯もございまして、埋立て処分をされているということでありまして、大変最終処分場、逼迫、容器包装リサイクル法の施行の結果かなり貢献してきたといえども、この大都市圏におきまして逼迫、せつかくある貴重な最終処分場の空間が大変なスピードで消費をされているという現実があるわけでありまして、これをエネルギーを回収することとをまず区部二十三区は決められたということ

でありまして、それで十分というわけではございませんで、やはりその上で、この容器包装リサイクル法の趣旨に従いまして分別収集をし、リサイクルというところで取り組んでいただきたいというふうに考えております。

ただ、こういうところが東京二十三区部だけでなく、四割の市町村があるということでございます。このために、今回の改正を契機といたしまして、容器包装リサイクル法の趣旨に基づきまして一層効果的な普及啓発を実施する予定にいたしております。分別収集を行っていない市町村に対しまして、何とかプラスチック製容器包装の分別収集を始めていただくような機会をとらえて促していきたいと思います。

また、環境省におきましては、現在、望ましい一般廃棄物の分別収集などの方法に関するガイドラインの作成に向けた検討を進めておりまして、十八年度中にはこれを取りまとめまして各市町村に対して周知を図ることといたしております。

なお、今回の改正によりまして、質の高い分別収集を行いまして再商品化の効率化に寄与をする市町村に対する資金拠出の制度を創設することとしておりますので、これによりましてプラスチック製容器包装廃棄物を含めまして市町村により質の高い分別収集が促進されることを期待いたしておるところであります。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

市町村の皆様にも大変御協力もいただくこともありますし、しっかりと引き続き市町村の方の御意見も伺いながら分別収集の方も取り組んでいただきたいと思いますので、併せて要望もさせていただきます。

続きまして、国民の意識向上についての取組を、まず副大臣の方にお伺いしたいと思います。が、国民の皆様にはそれぞれの場所でも循環型形成に向けてそれを担っていただくわけになりますので、このスリールRに対する意識向上を図っていくためにどのような取組をされるのか、副大臣の方にお伺いしたいと思います。

○副大臣(江田康幸君) 今回の改正案におきましては、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために事業者が取り組む際の判断基準を策定することとしておりますけれども、先生御指摘のとおり、同時に消費者においても、例えばレジ袋等を使わないといったライフスタイルの改革を起すことが非常に不可欠でございます。

ライフスタイルの改革には、私は意識の改革、心の改革が伴わなければならないと思っておりますが、本年再来日されたケニアの副大臣でノーベル平和受賞者のワンガリ・マタイさんとも私もお会いしてお話する機会がございました。マタイさんは、世界じゅうで環境保全、循環型社会の構築を進めるために、日本古来のもつ

たいたいの言葉を広めていただいているわけですが、このもったいないの心というのが、やはり自然を敬って限りある資源を大切に使うという、日本人が持ってきた美德でもございます。しかし、これまでの大量消費、大量生産、大量廃棄の中で日本人が忘れかけていた心でもございませうが、今回の法改正を機に、このもったいないの精神を再び根付かせて、重点的にこのスリールに対する国民の意識向上を図ってまいりたいと思っております。

具体的には、今回の改正案によって設けられます容器包装廃棄物排出抑制推進員の制度的効果的な活用を図ります。また、今年度の予算事業におきまして、先ほど来大臣からもおっしゃっていただいておりますような、もったいないふろしきとかマイバッグ、もったいないバッグというようなものの普及、このもったいないの精神を生かしたような取組が各主体において広がっていくように広報活動を広めて、容器包装に関するこのスリールの推進を国民運動として大きく展開したいと思っております。

○鶴淵洋子 ありがとうございます。

先ほど来、やっぱりスリールという言葉よりも、もったいないとかそういう言葉の方が分かりやすい、国民の皆様にも分かりやすいという声もございませう。是非、今、様々ふろしきのこととか御紹介いただきましたが、そういった分かりやすく国民の皆様への意識向上につながるような取組をしつかりと行っていただきたいと思っております。

今の副大臣の答弁の中にもございましたが、今回の改正案で消費者の意識向上、また事業者との連携を図るために推進員、容器包装廃棄物排出抑制推進員、これが大臣によって委嘱されるとございませう。この推進員の役割はやはり大きなものがあると思っておりますが、その推進員は当面百人程度を予定しているということで、これは率直に少ないのではないかと、昨日の参考人の方からも、やはり専門的な知識のある方、そういった方が必要ではないか

という御意見もありましたので、そうなりますとやはり人数も限られてくると思っておりますが、これはちよつと提案なんですけれども、是非この百人近い推進員の方を中心に、各地域におきまして、この方々、研修を行うなどしまして、準推進員のような、そういった方をしっかりと育成していただいて、しっかりと地域に入っていくといった消費者の意識向上や事業者の連携を図るような取組が地域に根付いていくような体制づくり、仕組みづくりも重要かと思っておりますが、御簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(由田秀人君) 容器包装廃棄物の排出抑制推進員の委嘱する人数は、他の類似法における推進員制度も参考にいたしまして、約、御指摘のように百名程度を想定をいたしております。

推進員には、容器包装廃棄物の排出の状況や事業者と消費者との連携によりまして容器包装廃棄物の排出を抑制するための重要性について啓発をすることでありまして、容器包装廃棄物の排出の状況や排出を抑制するための取組に関する調査を行っていただきまして、消費者に対してその求めに応じてこの調査に基づく助言とか指導を行っていただくようなこと、それから、排出抑制の促進のために国や地方公共団体の施策にも御協力をさせていただくことをお願いしようと考えております。

個々の推進員の活動にしましては様々なバリエーションがあつていいのではないかと、御指摘の考へておりますが、そのような中で、御指摘のような推進員に準ずるような方、準推進員といひましようか、このような方々を置いて、協力して推進員の活動を広げていくというふうなこともあり得るのではないかと、このように考えております。

いずれにいたしましても、推進員の活動につきましては今後更に具体的な検討を進めてまいりますが、御提案の趣旨も十分に踏まえまして、実効が上がるような仕組みとしていきたいと考えております。

○鶴淵洋子 ありがとうございます。それぞれの役割を明確にさせていただいて、この仕組みづくりも併せて検討をお願いしたいと思ひます。

最後に、経済産業省の方に質問させていただきますが、廃エアゾール缶の処理について質問をさせていただきますが、加藤委員の方からも質問をさせていただきますが、加藤委員の方からも質問をさせていただきますが、廃エアゾール缶の処理を

した件でございますが、廃エアゾール缶の処理に当たって、消費者の方が処理する際に穴を空けるとときに爆発したりとか、バツカー車で回収する際に引火して火災が起きたり、こういった事故が起きていくということもありまして、安全な処理体制、事故を防止できるような安全な処理体制を確立することを要望してまいりました。

環境省と経済産業省の下、産業界と自治体、連携して安全な処理体制が構築できたこと、こういったお話も伺っておりますので、その内容についてお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○政府参考人(塚本修君) お答え申し上げます。

先生の今の御質問、廃エアゾール缶の処理でございますけれども、先生のお話がありましたとおり、エアゾール缶の中身の残留による収集時等の事故を未然に防止すると、そういうことで、当省、それから環境省とともに、産業界それから自治体に対し、適切な役割を果たすようにということをお願いをいたしました。その結果、今年の二月に両者の間で安全処理における役割分担、基本的な役割分担について合意がなされたということでございます。

そのまず一点目は、産業界においては、平成十九年の四月をめどに廃エアゾール缶に中身を完全に切り切る排出機構を装着するとともに、希望される自治体には業界負担で廃エアゾール缶の処理機を譲与するということ。それから二点目は、一方、自治体の方は産業界とも協力して、消費者である地域住民に、その中身を使い切つて出していく、だいたいということで正しい排出の仕方などの啓発

を行うと、こういうふうな基本的な役割分担を合意していただいたと。

それで、その合意の上で、現在まで、まず産業界は、先ほどの自治体への譲与の件でございませうが、先行譲与として既に四自治体に対して廃エアゾール缶の処理機の譲与を決定しておりますが、それから、一部既に市場には出回り始めておりますが、先ほど申し上げました中身を完全に切り切る中身排出機構の装着を鋭意進めております。来年の十九年の四月には完全に装着が終わるよう到大変精力的に取り組んでいただいております。

それから、このような動きに對しまして、政府といたしまして、環境省それから経済産業省合同でこの四月にテレビとかラジオ等を通じて政府広報を、廃エアゾール缶などの適切な処理ということで政府広報を実施しておるということ、ございまして、引き続き、この廃エアゾール缶対策を適切に対応してまいりたいというふうな考えでおります。

○市田忠義君 中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会の中間取りまとめですが、その中で市町村及び特定事業者の費用負担の対応についてどのように記述されているか、簡潔にお述べください。

○政府参考人(由田秀人君) 中央環境審議会の中間取りまとめでは、次のように記載をいたしております。「以上のような各視点、すなわち、拡大生産者責任、事業者による容器包装廃棄物の発生抑制・再使用の促進、市町村による分別収集の促進、リサイクルの質的向上、社会全体の容器包装廃棄物処理コストの低減等の視点を踏まえれば、引き続き市町村が分別収集・選別保管を責任を持って行いつつ、事業者が分別収集・選別保管に對しても一定の責任を果たすという役割分担が適切であると考えられる。」

○市田忠義君 西宮市の場合ですが、ペットボトルの収集量五百二十五トンのうち、八八・七％の回収率で四百六十五トンを指定法人に引き渡して

います。ペットボトル収集経費は七千二百十九万五千円、選別保管管理費が一十三万五千八百九十九円、合計八百七十八万四千円。そのうち特定事業者の負担額が二千二百三十二万円で、二六％であります。これに対して、市の負担率は四七％であります。

こういう実態があるからこそ、事業者がこれらの費用の一部を負担することが適切だと、中環審はそういう認識で述べたんでしょうか。いかがですか。

○政府参考人(由田秀人君) 中環審の取りまとめ、中間取りまとめに關しましては、今のお話もあると思いますが、様々な実態、それからこの段階での御意見を踏まえて、このように取りまとめられたものと承知いたしております。

○市田忠義君 これだけではないにしても、これも大きな要因だというふうに確認していいかと思うんですが。

じゃ、お聞きしますが、日本経団連、昨年十月に「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」という見解を発表しました。その中で、中環審の中間取りまとめの費用負担の見直しについてどう主張しているか、御説明ください。

○政府参考人(由田秀人君) 経済団体連合会の意見書「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」の中では、次のように記載されております。「同「中間とりまとめ」は、「消費者による分別排出、地方自治体による分別収集、事業者による再商品化」という現行法の役割分担を見直し、地方自治体の分別収集の役割あるいは費用の一部を、事業者に負わせる内容になっており、費用負担増の事業活動への深刻な影響が懸念される。産業界はこれまで両審議会等の場で、このような役割分担の見直しは、今回の法の見直しにおいて本来目指すべき容器包装廃棄物の排出抑制効果に乏しく、事業者への単なる費用の付回しにすぎないと繰り返し主張してきた。しかし、残念ながらこうした産業界の主張は、「中間とりまとめ」において受け入れられなかった。」

以上です。
○市田忠義君 結局、事業者に分別収集費用の全部あるいは一部を負担させるべきとの意見は妥当性を欠くと、反対だという表明を日本経団連は行いました。

また、この表明の中で、「地方自治体が行う分別収集費用の一部を事業者が負担すれば、地方自治体が、効率的な分別収集・選別保管を行おうとするインセンティブが薄れ、非効率な制度となり、社会的コストの増大を招く」と、こういう意見表明もあります。

今度の法改正が、事業者が市町村に資金を拠出することによって自治体の分別収集費用の一部を負担するためのものなのだとしたら、効率的な分別収集、選別保管を行おうとするインセンティブは薄れて非効率の制度となつて社会的コストの増大を招くと、そういうことになるんじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(由田秀人君) 今の経団連の主張、一経団連の方の主張でありまして、審議会全体ではそのようになってございせん。審議会の方の最終的な取りまとめは既に御承知のとおりでありまして、それを踏まえて法案の制定に至つたものでございせん。

○市田忠義君 今度の改正による事業者が市町村に資金を拠出するという制度は、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額に着目して行うということになっている。これは間違いありませんね。

結局、分別排出、分別収集の徹底ということになるわけで、汚れなどの付着していないもののみを分別収集して再商品化を行う、また異物などが混入している、異物混入等の基準を法令で規定して、それを満たさない場合、容リ協会は引き取らないと。地方自治体も、異物混入のある家庭ごみ、容器包装廃棄物は引き取りを拒否すると、こういう分別排出、分別収集を徹底した市町村に資金の拠出を行うということなんですね、今度の法改正は。いかがでしょうか。

○政府参考人(由田秀人君) 考え方としてしましては、大筋そのような考え方でございせん。

○市田忠義君 やはり、市町村と消費者に責任と負担を転嫁したことに私はなると思うんです。

自治体の分別収集、選別保管の困難さ、これは昨日、三人の参考人の方が意見陳述をされましたが、とりわけその中でも、現場の人が生々しく分別収集や選別保管の困難さを述べられました。そういう困難さを考慮しないで市町村と消費者に責任と負担を転嫁された場合、ますます廃棄物処理の有料化とか民間委託による住民サービス低下に拍車がかかるということには私はなりかねないというふうに思います。

さらに、日本経団連が拡大生産者責任強化についてどう言っているか。「拡大生産者責任」という言葉のみにとらわれて、施策の効果等を十分に吟味することなく、役割分担・費用負担のあり方を議論すべきではない。」と、こう強調してまいります。

今回の法案というのは、現行制度見直しの最大の課題であつた拡大生産者責任を徹底する制度を結局盛り込まなかった。現状の消費者、自治体と事業者の役割分担をそのままにした。これでは容器包装の発生抑制、再使用が一向に解決されないんじゃないかと。環境省いかがですか。

○政府参考人(由田秀人君) 既に答弁申し上げましたように、現行の容器包装リサイクル法の制度は拡大生産者責任の考え方は中に入つてございせん。

今回の見直しに關しましては、特に市町村の、今御指摘の市町村の責任が重くなるんではないかということですが、この今回の改正案によりまして市町村が新たに行うべき主な取組は、再商品化の質的向上や効率化に向けた取組ということになるわけであります。この再商品化の質的向上や効率化を図るための市町村の努力は、住民に對します分別の徹底のPRとか分別の指導の方法の改善というふうなものが中心になつてくるものと考えられるわけであります。したがしまして、

そのために市町村が必要な新たなコスト、そのために掛かるというものはそれほど大きなものではないというふうに考えております。

一方で、今回の改正案によりまして排出抑制が進みますれば、収集するプラスチック製容器包装廃棄物の量も減少してくるようになりますし、市町村の収集費用や処理費用の低減に結び付くことも期待されるほか、事業者による市町村への資金の拠出の仕組みによりまして再商品化の費用の効率化に寄与した市町村には拠出金が配分されることとなりますことから、市町村の方に責任が拡大していくというふうな懸念は当たらないのではないかと考えております。

○市田忠義君 昨日、自民党、公明党が推薦された参考人の人も、民主党が推薦された参考人の人も、私どもが推薦した参考人、お三人とも、ニュアンスの違いこそあれ、今度の法改正で拡大生産者責任という考え方は盛り込まれなかったと、三人ともそうおっしゃっていましたよ。

私はお聞きしたいんですけども、今度の法改正で発生の抑制という言葉はありますが、一か所でも、端的に答えてください。発生の抑制、あるかどうか。

○政府参考人(由田秀人君) 発生の抑制は排出の抑制という言葉に含まれる概念というふうに考えております。

○市田忠義君 それはあなたの勝手な解釈ですよ。排出の抑制と発生の抑制は違いますよ。そんなことは専門家であるあなたは御存じのはずですよ。

全国知事会、何と言っているか、昨年十二月、拡大生産者責任の考え方を徹底し、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用が更に促進されるよう、市町村が負担している分別収集費用等について事業者負担を導入する等、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について見直しを行うと、そういうことを求めていました。

日弁連、どうか。御存じのように、日弁連というのは弁護士全員加盟制です。だから、いろんな

政治的立場の人がおられます。その日弁連が昨年十二月の意見書でどう言っているか。拡大生産者責任の原則を徹底することが必要であると。事業者に収集、保管、再利用、すべての責任を負担させるよう改正すべきである、そう主張しています。

私、大臣にお聞きしたいんですが、容器包装の発生抑制、再使用を促進させるためにも、中間取りまとめて位置付けられた拡大生産者責任の原則を徹底する規定を盛り込むべきじゃないかと。大臣の認識、いかがでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 先ほど来、経団連の中間取りまとめに対しての意見書などについてもお触れいただいておりますが、今回の法律改正に当たりまして、延々、中央環境審議会、産廃審、それともう三十回近く審議を経てまとめられたものでありまして、決してその経団連が言うことをうのみにしてやっているわけではないわけでございます。それがためにも、ある意味で延長して、結論出すのを延長して、最後、その中環審、産廃審、それぞれで御議論いただいた結果を踏まえての今回の改正案とさせていただきます。

それからまた、そういったことから……

○市田忠義君 それだけで結構です。

○国務大臣(小池百合子君) それだけでいいんですか。済みません。

○市田忠義君 私、経団連の要請をうのみにしてなんて一言も今日の質問で言っていないんですよ、先におっしゃったけれども。全国知事会がどう言っているかという話、全員加盟制の日弁連もこう言っているじゃないかと、どうして拡大生産者責任を盛り込まなかったのかと聞いたんです。どうして盛り込まなかったのか、それを盛り込むとどういう不都合があるのか、大臣の認識を聞いています。

これは結論だということを申し上げたけれども、どうして拡大生産者責任を盛り込まなかったのか。先ほど政府参考人は、それは排出抑制の中に

発生抑制も含まれているんだと、そうおっしゃったけれども、どうして、三人の参考人、三人ともがそう言った発生抑制という観点をどうして盛り込まなかったのかというのを聞いています。その理由を教えてください。

○国務大臣(小池百合子君) 話途中で終わってしまつたわけでございます。

経団連のみならず、様々な方々の御意見をまとめた形で集約し、そしてそれを今回の改正案に盛り込ませていただいたわけでございます。今回は特に新たに事業者が市町村に対して拠出する仕組みを、新たに事業者が市町村に対して資金を拠出する仕組みを設けたところであります。この仕組みこそが正に拡大生産者責任の考え方を反映したものであると、このような認識を持っているわけでございます。

○市田忠義君 もう全然認識違いですが、時間がないので、別の問題に移ります。

次は、ごみの有料化問題について幾つか聞きます。各市町村への資金の拠出は、市町村ごとの分別基準適合物の質や、これによる再商品化費用の低減額に着目して行うと。こういう場合、消費者の分別排出を推進するというところで、市町村が容器包装廃棄物の有料化を推進することを要件とするのか。時間がないので、要件とするのかしないのかだけ、政府参考人、お答えください。

○政府参考人(由田秀人君) 有料化に関しましては、別途国の基本方針として有料化を推進すべきというふうにしておりますが、今回の制度で今御質問のところはこれを要件とするものではございません。

○市田忠義君 要件としないという確認しておきたいと思います。

じゃ、改正案の事業者の自主的取組を促進するための措置では、取組が著しく不十分な場合は勧告、公表、命令、罰則を設けています。その際、レジ袋の有料化を義務付けることはあるのかないのか。これも、レジ袋の有料化の義務付けをする

のかしないのか、イエスかノーでお答えください。

○政府参考人(由田秀人君) レジ袋の有料化につきましては、ほかのポイント制などのこともございまして、レジ袋の有料化というのはレジ袋の使用の合理化のために有効な手段とは考えておりますが、これ自身を義務付けていくものではございません。

○市田忠義君 義務付けるものではないと言いますが、事業者の判断の基準となるべき事項にはレジ袋の有料化の促進を規定しようとしておられる。消費者への十分な意向を聞かないまま、一方的に消費者への有料化の押し付けはやるべきだと思いますが、いかがですか、その点は。

○政府参考人(由田秀人君) 我が国でも、先ほど申し上げたレジ袋の有料化が有効な手段であるという点に合致しまして、多くのスーパーなどでは既に自主的、多様なレジ袋の使用の削減の取組が進展をいたしております。こういう状況を考えますれば、今回の改正により設けます、判断の基準を設けるわけでありまして、個々の事業者の自主的な取組を尊重しつつ、取組が不十分と考えられる事業者に対して、御指摘の勧告、命令、罰則等を科することにによりまして、レジ袋の有料化をも含めた多様な方法により取組を進めることが適当であるというふうにご考えております。この内容に関しまして、今後様々な関係者の御意見を承りながら内容を主務大臣が定めてまいりますので、私どもも必要な協議を進めてまいりたいというふうにご考えております。

○市田忠義君 我々もレジ袋は減らした方がいいと、そう考えているんです、それはね。ただ、レジ袋の製造業者や小売業者の発生、排出抑制の取組を担保しないままに消費者にだけ負担を転嫁するのは問題だということ指摘しているわけなんです。

昨年五月に改正された廃棄物処理法に基づく基本方針に沿って一般廃棄物処理の有料化を推進していくというふうにされておりますが、市町村には

有料化が義務付けられているんでしょうか。これは廃棄物処理法の問題ですが、いかがですか。

○政府参考人(由田秀人君) いわゆる市町村で一般廃棄物の収集処理を行っているわけですが、これに對しまして、有料化するかどうかに関しましては最終的には市町村の判断というものであります。国の方針としまして、様々な調査検討を加えました結果、ごみの全体を減らしていくためにはごみの有料化は有効な手段ということで、推進すべきという国の方針として市町村に對しましてお示しをさせていただいたところであります。

○市田忠義君 自治体が判断することだけれども、国としてはそれを進めた方がいいという考えだということをお述べになりました。

循環型社会形成推進交付金制度、こういう制度があります。市町村が地域計画を作成し、環境省はこの地域計画が廃棄物処理法の基本方針に沿ったものになっているかどうかを審査、承認することになっております。この地域計画は、施策の内容として有料化、レジ袋配布の有料化などを記載することになっております。特に有料化については、平成〇〇年度までに料金徴収方法、手数料単価について検討を行った上で地域全体で有料化を行うこととするというふうにしていきます。

先ほど、市町村に有料化を義務付けているわけではないと言いますが、事実上家庭ごみの有料化やレジ袋の有料化を行わないと交付金は出さないと。これでは義務付けているのと同じことになりませんか。いかがですか。

○政府参考人(由田秀人君) 循環型社会推進形成交付金も従来の補助金の時代から考え方を変わっておりまして、まさに循環型社会を目指していくと、スリーRを目指すんだということの趣旨でありました。したがって、基本的には私も様々な、国としても立場から有料化が望ましいということをおし上げ、有料化すべきと言っておりますから、これはそのようにまず考えていただきたいということでもって交付金のごとの要件の例示として

挙げているわけですが、もし仮にそれを取らないことによって更にリデュースが進んでいくのであるということが、市町村との議論の中で協議をいたしますからはつきりとすれば、必ずしも絶対的なものではないというふうに考えております。

○市田忠義君 まあ、事実上の義務付けに等しいという話だと思ふんですよ。

泉佐野市にちよつと聞いてきました。今年四月一日から可燃ごみ処理費用の有料化をこの泉佐野市は実施をしました。市当局はどう言っているか。老朽化が進む焼却場の整備のための交付金を国から受けるためにもごみ有料化が必要と、QアンドAというのを発表して、市民にそういうふうに変化の目標量は、今後国の支援を受けて新焼却施設を建設するには達成しなければならぬ絶対条件となる、老朽化が進む焼却場の整備のための交付金を国から受けるために可燃ごみ有料化の目的があると、こうQアンドAにきちんと答えてます。

全国の自治体では、建て替えのための交付金を受けるためにはごみ有料化をしなければならぬと市民に迫っておると。私は国は、何度も言いますけれども、有料化を義務付けはしていないと、自治体の判断だと、しかし有料化することがごみ減量化につながるなら望ましいということも言っているわけですが、しかし、事実上住民への有料化を押し付けることになっているんじゃないかと。私は、少なくともこれは大臣に聞きたいんですけど、有料化を前提条件とした交付金の審査、承認はやめるべきであるというふうに思いますが、この一点についてだけお答えください。

○国務大臣(小池百合子君) 交付金をお渡しする際には、やはりただ焼きますよという従来のものの造り直しだけではもう今の時代は良くないわけで、それを更に前に進めるからこそ、意味のある循環型社会の構築をするからこそ交付金を拠出する意味があるといった中におきまして、先ほどか

ら御指摘の項目も盛り込まれているものと考えております。

その全体としての循環型社会構築ということがきつちりと認められる場合におきまして交付金というのが拠出されるものと考えておりますので、総合的に考え判断をしたいと思っておりますが、委員の御意見として承っておきたいと思っております。

○市田忠義君 昨日、名古屋市の方が参考人であられました。二千数百回住民への説明会やっているわけですね。私は、住民への有料化の押し付けではごみ問題は解決しないと思ふんです。有料化をしないで処分するごみの量を減らした名古屋市のよう、やはり住民と自治体が協力して取り組むことが大事だと思ふんです。そして、生産者責任の徹底こそがごみを減らすことができる、やはり交付金制度による有料化の押し付けはやめるべきだと。

もう時間がなくなりましたから答弁は要りませんが、日弁連の意見書でも、家庭ごみの有料化は必ずしもごみ減量に対して効果があるとは言えない、むしろ生産者の責任をあいまいにしかねない点で大いに問題があると。また、レジ袋の有料義務化についても、専ら消費者に発生・排出抑制の努力義務を課すレジ袋有料化制度は、発生・排出抑制のための制度としては副次的であって本質的なものではないと、そう強調しています。

いずれにしても、拡大生産者責任の原則を徹底しないまま消費者に安易に費用負担を求めるべきではないということをご指摘して、質問を終わります。

○荒井広幸君 荒井でございます。

昨日の名古屋の方のお話で、迷ったら資源だとなぜ迷ったら資源なのか、迷ったらごみでもない、あるいはなげ迷うのか、こういうことを思ったわけです。

つい最近教えていた、だいて分かったことなんです、なぞなぞ的に言いますと、スーパーに行くと、今日は夜遅いから、自分だけの総菜を買って御飯を食べましょうと。ハウレンソウの総菜を

買って、それにラップがしてありますね。これは資源になるんですか、分別で資源ですか。そして、自分の家でお母さんが一生懸命作りました。同じように、それにラップ掛けます、食べ終わったら、これ捨てる、これは資源ですか、ごみですか。参考人、どうですか。店に、どこでもいいですよ、コンビニか何かから買ってきまして、それにハウレンソウのあえ物があります。それにサランラップなり、メーカー言っちゃいけないのかな、ラップがこう、バックになっていますよね。これ出すとき、ごみですか、燃えないごみですか、資源ですか。それから、逆に、お母さんが作りました。お母さんがちゃんと皿の上にして今度はラップやつたんです。同じもの、これ。あえ物です、同じ。これ捨てる、ごみですか、資源ですか。どうですか。

○政府参考人(由田秀人君) ラップ一般的な、この容器包装リサイクル法に関しては、制度のそもそもつくられた本質的なものが、いわゆる本来的には中身というものが欲しいときに容器包装というのがどうしてもくっついてこざるを得ない、その部分が随分拡大してきたということ踏まえまして、この容器包装というところにターゲットを当て、特にこれがごみの中の容積で六割近いと、重量で四分の一ぐらいあるということ、この部分をその対象に制度がつくられております。その結果、ラップであります、いずれにしても、くるんでおるといふもので、家庭でラップそのものを買ってきたものに関しましては通常の一般的なごみということで出していたと。あるいは、これがリサイクルされるようになれば、別途それがその当該市町村によって資源化のごみとして扱われる場合も存在していることも事実であります。

○荒井広幸君 非常に簡単に言いますと、買ってきたら、ラップはこれはもう容器リサイクルの対象になってくるわけですね。ところが今度は、自分の家でラップをしましたら、これはもう捨てるごみ、ごみです。資源じゃないということです。

こういうことが分からない。じゃ、今度、我々クリーニングに出します。クリーニングに出したあの上に掛かってくるビニール、これは全く今度の容器リサイクル法の対象で言う、これ資源、再資源ではなくてごみなんです。だから、分からないって昨日名古屋の方が言ったのは恐らくそういうことで、私もクイズやられたらほとんど外れるわけでございます。家庭の中で非常に混同が起きます。

その理由は、今述べられましたけれども、買ってきたものの中でどんどんどんいわれる、うのを、ごみが六〇%になるからそこを何とかしようということやうんだと、こういう発想なんですけれども、御家庭で考えたら、これ迷っちゃいます。幾ら分別を徹底しろと言ったって、迷いがあるところを、果たしてどうなんだろう。使えるんですから、リサイクルできるものもある、こういうことですよ。そこを整理する必要があるんじゃないでしょうか。いかがですか。分別資源扱いにしたらどうでしょう、クリーニングとかラップとか。

そして、そういうもの一杯あります。ポリバケツ、ラップ類、景品を入れた紙袋や箱、CDのケース、握りずしの中仕切りのあの青いやつ、こういったもの、自分が買ってきたやつたら、それは容器で、外から買ってきた、もうでき合いのものだったら、これはきちんとして資源にしないといふのに、片方はもう分からないと、ごみで捨てちゃうと。極端に言えばそういうことで、分別資源扱いにしなきゃおかしいんじゃないでしょうか、こういうことでございます。

そういうことを申し上げたいんですが、いかがですか。分別資源の扱いにしたらどうでしょうか。

○政府参考人(由田秀人君) 環境省におきましては、法制定当時の考え方と同様、御指摘のような、法の対象外であります容器包装を新たに対象とすることによる廃棄物の減量及び資源の有効利用の効果とそれに要する様々なコストも比較をした結

それからもう一つは、先ほどからもお話がありましたけれども、いわゆる拡大生産者責任なんです。これはもういづれ時間の問題だと思えます。これは生産者の皆さんにも御理解をいただけるものと思います。これ、昨日の参考人の方のお話でも、価格に上乗せをするわけだから、ある意味においては、すべて自分のところで負担しろというわけではない。これも私、非常に一理があると思うんです。しかし、そういつたって、高けりや買ってくれませんか上乗せできませんよという

○〇四年度実績比で二%削減する。プラスチック製容器包装におきましては、技術開発を継続し、二〇一〇年までに二〇〇四年度実績比で三%削減する、次の事項などを目標に業界ごとに取り組むということで、軽量化の推進、詰め替え容器の開発、包装の適正化促進、ラベル張り付け品目の削減というようなことが定められております。

○荒井広幸君 そのように状況をつかまえていただいているのは結構です。

それは、なぜ申し上げるかといえ、循環型社

るだけ資源を使わないようにする、こういうような3Rのそれぞれの目標値を自主計画としてやつぱり束ねてもらって、そしてその中で政府と協定を結んでいくというようなイメージでないと少し弱いんじゃないかなと、こういうような感じがいたしますけれども、というのは、低い数値目標を立てられちゃったらそれまでですよ。やつぱりこの辺りの目標まで頑張りますよやというものが無いといけない、こういうことを考えますか、いかがでございましょうか。

まして、どのような形の協定が一番効率的なのか、各国の例などもございましょう、そういったことも含めまして早急に検討を進めてまいる価値があるのではないかと、このように思っております。

○荒井広幸君 大臣の御答弁、お考えと全く同感です。やっぱりその協定という、自主目標をお互いにガイドラインを作りながらもやっていくわけですが、そういう協定するというのが新しい実効性を上げる一つのかぎだと思えますので、大

臣のお考えに賛同いたします。是非進めていただきたいと思ひます。

ペットボトルです。ペットボトルがいわゆる指定ルートという形で回つてまいります。そのときに、ペットボトルを作った、それを売ったといひますか、飲み物で出したところが指定法人に對してお金を出して、我々が分別して出したものを市町村がそれを集めてある一つの大きな塊にして、それをリサイクルしたい事業者が買わせてくださいと、こういうふうになりますと、その指定法人に對して、今までだったらお金をもらいながら使わせてもらったんです、リサイクル事業者が、指定法人から、最初からそのドリンク屋さんからのお金をもらったものを基に、ところが、最近逆転したと。そのリサイクル事業者がお金を出してでもいいですから譲ってくださいとなつたといふことになつたといふことを聞いておるわけでございます。

こういうことを聞いておりますと、なぜそういうことが起きたのか。今までは、リサイクル事業者さんに対して、事業者から集めたお金で、さあこれでリサイクルできるように処理してくださいよとお金まで渡してそれは持つていつてもらつた。ところが今度は、いや、こっちが、うちの方の事業者の方で金払いますから、是非買わせてくださいと、こう言うようになつたと。どういふことが原因でございませうか。

○政府参考人(由田秀人君) 近年、中国の好景氣などに伴ひまして、使用済みペットボトルの需要が国際的に急増していることも背景になりまして、市町村の中には昨今の厳しい財政事情もありまして、分別収集しました使用済みペットボトルが指定法人には出さずに有価で売却する例がますます増えております。

一方で、使用済みペットボトルの国内におけます再商品化能力が十分に整備されたといふようなこともございまして、国内の再商品化事業者の再商品化能力が指定法人による使用済みペットボトルの引取り量を大きく上回る状況となつてきてお

ります。このため、再商品化事業者が国内に残つて使用済みペットボトルを確保しようとするに、競争しました結果、使用済みペットボトルの再商品化コストを考慮いたしまして、金銭を支払つて使用済みペットボトルを確保しようとする再商品化事業者が増えていふといふふう、このように考えております。

○荒井広幸君 これはホットな話題だと思ひますが、その結果、いわゆる容器協会です、指定ルートの中で、払うべきところが、業者がお金をよこしたんですから、もうかつたわけですよ。もうかつた金額、約二十億程度と聞いています。これは是非、市町村に還元する、これを決断していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(由田秀人君) 平成十八年度に市町村によつて分別収集される使用済みペットボトルにつきましては有償入札が開始されておりました、平成十八年度分の有償入札分として約二十六億円が日本容器包装リサイクル協会に支払われる予定でございませう。

容器包装リサイクル法では、缶、紙パック、段ボールのように分別収集の後には有償で引き取られることが明らかなものに關しましては再商品化義務の対象から除外されておりますが、使用済みペットボトルが有償で入札されておりますのは、使用済みペットボトルがそのような状態に近付いていふ過渡的な状況の下で生じた事態であるといふふうに認識をいたしております。

このため、使用済みペットボトルの有償入札によりまして指定法人に残る金銭につきましては、将来使用済みペットボトルの再商品化義務を免除し、市町村が独自に売却するようになった場合のこととの連続性も考えまして、委員が御指摘のよう、これを市町村に拠出する方向で考えております。

今後は、市町村に金銭を拠出する具体的なタイミングや方法など、具体的な制度設計につきまして引き続き検討してまいりたいと思ひておりま

○荒井広幸君 大臣の下でこれもいいことをやっていただけと思ひます。市町村に還元する、これはもう非常に説明の時間から努力が一杯掛かりますし、そういうことをしていただきたい。

そして、同時に、缶とか瓶はもう市場が成り立っているから直接そういうものが取引されますが、このようにペットボトルは間もなく卒業できるかと思ひますけど、来年もまたそうしたお金は出てくるでしょう。市場が成り立ってばもうこうした指定法人などを使う必要がないわけですから、そういう意味でも循環型社会が成り立っていくことを期待して一層いるわけですね。そういうことを努力した市町村にやはり還元するといふことは、循環型として非常に意義があることだと思ひます。早く決めてやつくたさい。

そこでもう一つ、名古屋の方の御指摘で、名古屋の参考人の御指摘で、金山といふところがあつた。そこはクーポンで、いわゆるエコクーポンをやつていふところですね。私の福島県の須賀川といふところでも、先生方も京都を視察されたわけでございますけれども、ここはそこに一工夫していらんだ。どういふ工夫かといふと、三十二台の、この会社はバイオディーゼルでトラックを走らせています。これを全部、軽油の代替燃料としてんぶら油を回収して、それで三十二台全部バイオディーゼルで走らせます。そうすると、地球温暖化対策やら様々なものに効果があるんです。捨てる廃油の再利用でもあります。

一工夫は何かと。市長さん始め市の皆さんの理解をもらつて、今までは燃やすのに百万円掛かつていたわけですね、てんぶら油。これは、百万円といふのは何か。その須賀川の中の二十二校、小中で大体百万円掛かつていたんです。ところが、それでバイオディーゼルになつて走つていきます。走つていきますと、今大体軽油は百四円ぐらいです。それから、それがてんぶら油で使いますと、百四円よりはるかに、はるかにではないんですが、安くバイオディーゼルという代替エネルギーになつてくるわけですね。

これをやつてもらつたといふのが一つと、二つ目は何が工夫しているかといふと、エコマネーなんです。先ほどの、名古屋の昨日の参考人のお話のように、エコマネーで地域通貨に還元するんです。

どういふことか。軽油を買うより安くなるものですから、多少、商店街に商店街振興のためのスタンプリカードといふのがあつたわけですね。須賀川はウルトラマンの出身地なんで、ウルトラマンスタンプと言ふんですが、シールを十枚ためると例えば千円になるとか旅行会に行ける。そのスタンプ、シールなんですから、そのシール分は金券と同じ意味を持つんです。結局、御家庭のてんぶら油を持つてきたら、そのシールを五枚張つてあげるんです。それが金券に換わつていくわけですね。

そのお金についてどうしたかといふと、百四円の軽油を買う分より、再生産、代替燃料にてんぶら油からした方が若干安いものですから、そのお金をその商店街にスタンプリ代として差し上げていふ。つまり、そういう循環型をやつていふわけですね。

こういうものを大臣、そして環境省の皆さん、地域通貨や地域のいづゆる助け合いといふものをうまく使ひながら、お店に買物に行つたそのときに一緒に持つていく、そしてスタンプを押してもらつて、それがまた環境対策になつて走つていふわけですね。CO₂対策にもなるわけでございます。

こういふことについて、私は、例えば特区扱いにするとか、あるいはこういうものを普遍化するような努力、こういふものをやつてみたらいかかかと思ひますが、御見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(小池百合子君) 今地元を取組について御紹介いただきました。滋賀の方では菜の花プロジェクトも行われておりますし、また、日本といふのは資源がないと言ひけれども、東京には油田があるじゃないかといふと、東京の下町の方でてんぶら屋さんとか家庭から出るてんぶら油を集

めて同じことをやって、東京油田と称して活動している女性のベンチャーの方もおられます。

そういった先進事例は多く御紹介することに よって各地でやってみようという大きな流れが できていく、そういったことに對して、環境省、 いろいろの面で励ましをさせていただくという ことによりまして、それぞれ各地で、各地に適し たような方法で運動が広がっていくということが 一番よろしいのではないかと考えております。

今、先進事例としても聞かせていただきまし た。環境省としてもまたできることがございまし たら言っていたら、補助金は余りござい ませんけれども、いろんな形でバックアップはで きるものと考えております。

○荒井広幸君 終わります。

○委員長(福山哲郎君) 他に御発言もないよう で すから、質疑は終了したものと認めます。

本案の修正について市田君から発言を求められ ておりますので、この際、これを許します。市田 忠義君。

○市田忠義君 私、日本共産党を代表して、容 器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に 関する法律の一部を改正する法律案に対し、修正の 動議を提出いたします。その内容は、お手元に配 付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げま す。

内閣提出の改正案は、現行制度見直しの最大の 課題であった拡大生産者責任を徹底する制度を盛 り込まず、現状の消費者、自治体と事業者の役割 分担をそのままにし、事業者の責任と負担を消費 者と自治体の責任と負担に転嫁するものです。こ れでは容器包装の発生抑制、再使用が一向に解決 されないばかりか、事業者負担に対して自治体の 費用負担が増大しているという現行制度の問題点 を一層拡大、深刻化させることとなります。そこ で、日本共産党は、拡大生産者責任を徹底させる 立場から、次の四点について、最低限の修正とし て強く求めます。

修正案の第一は、事業者の責務に容器包装の再 使用と発生抑制を規定し、事業者に発生抑制計 画の提出を求めることとします。

循環型社会基本法での三Rの基本原則に基づ き、事業者の責務として、排出の抑制を発生抑制 制に改め、再使用を促進する規定を盛り込みま す。さらに、主務大臣が事業者に発生抑制計画を 提出させることで、事業者が容器包装の発生段階 から抑制し、容器包装の再使用を促進するものと します。

修正案の第二は、基本方針に容器包装廃棄物の 減量の目標、容器包装の再使用、再商品化の目標 に関する事項を盛り込むことです。

容器包装に対する生産者の責任を製品の発生抑 制から使用後の段階にまで拡大する拡大生産者責 任による容器包装リサイクルシステムに見直して いくために、主務大臣が容器包装廃棄物の減量の 目標、容器包装の再使用、再商品化の目標に関す る事項を定めることで事業者の責任を強化するも のです。

修正案の第三は、事業者は各市町村の分別収集 に要する費用について、百分の五十を超えない範 囲内で支払わなければならないものとします。

容器包装廃棄物の発生抑制の効果を上げるため にも、自治体の分別収集・選別保管コストに対す る事業者負担を導入します。当面、各市町村の分 別収集に要する費用に對して、百分の五十を超え ない範囲内で支払わなければならないものとし、 拠出金は各市町村の分別収集の取組の状況を勘案 して配分することとします。

修正案の第四は、分別基準適合物の基準を改正 する場合はあらかじめ市町村の意見を聴き、事業 者の判断の基準となるべき事項を定める場合は消 費者の意向を十分尊重するものとし、市町村や消 費者への一方的な責任と負担を抑制することとし ます。

以上、委員の皆さんの御賛同をお願いして、趣 旨の説明を終わります。

○委員長(福山哲郎君) これより原案並びに修正

案について討論に入ります。——別に御意見もな いようですから、これより容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改 正する法律案について採決に入ります。

まず、市田君提出の修正案の採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(福山哲郎君) 少数と認めます。よつ て、市田君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(福山哲郎君) 多数と認めます。よつ て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも のと決定いたしました。

岡崎君から発言を求められておりますので、こ れを許します。岡崎トミ子君。

○岡崎トミ子君 私は、ただいま可決されました 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に 関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由 民主党、民主党・新緑風会、公明党及び国民新党・ 新党日本の会の各派共同提案による附帯決議案を 提出いたします。

案文を朗読いたします。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の 促進等に関する法律の一部を改正する法 律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ いて適切な措置を講ずべきである。

一、容器包装廃棄物の減量化が進まない一方 で、最終処分場のひっ迫化が依然として続い ていることを踏まえ、循環型社会形成推進基 本法の3Rの基本原則に則り、リサイクルの みならず、今後は、発生抑制及び再使用につ いても、リターナブル容器等の普及拡大な ど、減量効果の高い施策を積極的に推進して いくこと。

二、事業者によるレジ袋等の排出抑制促進措置 を実効あるものとするため、取組が不十分な

事業者に対しては、勧告・公表・命令等の措 置を的確に講ずるとともに、消費者において もその趣旨が十分理解されるよう周知徹底を 図ること。

三、事業者の資金拠出制度の実施に当たつ て は、再商品化の質的向上が十分図られるよ う、市町村及び事業者に対し、その趣旨を徹 底すること。

四、容器包装の軽量化や素材の選択など、拡大 生産者責任の効果を十分いかせるよう、事業 者等の関係者の役割について、必要に応じて 検討すること。

五、市町村の分別収集等の取組を推進するに当 たっては、これらの処理に係る費用について 透明性・効率性を確保するよう努めること。

また、消費者が分別排出しやすい識別表示の 徹底や容器包装の開発を推進すること。

六、プラスチック製容器包装の再商品化手法に ついては、コスト面での評価にとどまらず、 環境への負荷の低減の観点から、循環型社会 形成推進基本法 の原則を堅持しつつ、検討す ること。

七、国内のリサイクル体制の確保を図るため、 市町村による廃ペットボトル等の安易な輸出 を抑制し、再商品化事業者への円滑な引渡し が行われるよう、対策を講ずるとともに、廃 棄物等の不適正な輸出を防止するため、水際 におけるチェック体制を一層強化すること。

八、国民のライフスタイルの在り方が容器包装 廃棄物の減量化に向けて極めて重要であるこ とから、容器包装廃棄物排出抑制推進員制度 の活用や必要な情報提供などを積極的に行う とともに、環境への負荷の少ない消費行動を 促す施策を推進すること。

九、いわゆる「ただ乗り事業者」については、 再商品化の義務を果たさず、罰則の強化も 含め、制度の趣旨を周知徹底するとともに、 悪質な事業者に対しては、厳格に行政処分を 行うこと。

十、指定法人については、業務の効率化・透明化を徹底するとともに、再商品化事業者への抜き打ち検査の実施など、再商品化事業が適正に行われるよう、指導監督をより一層強化すること。

十一、容器包装リサイクル法の対象ではない事業系容器包装等については、3Rの取組がより一層推進するよう、事業者の取組状況を踏まえ、適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(福山哲郎君) ただいま岡崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(福山哲郎君) 多数と認めます。よって、岡崎君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小池環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小池環境大臣。

○国務大臣(小池百合子君) ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力する所存でございます。

ありがとうございます。

○委員長(福山哲郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福山哲郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

正午散会

(参照)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「第七条の七」を「第七条の八」に改める。

第二条の改正規定中「第二項」を「第二項の見出しを(定義等)」に改め、同条第一項に改め、「加える」を「加え、同条第十三項中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項から同条第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

7 環境大臣は、前項の環境省令の制定又は改正(環境省令で定める軽微な改正を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴かなければならない。

第三条の改正規定中「同項第二号中「抑制の」を「抑制を促進する」に改め、同項第八号」を「同項第十号」に、「同項第七号とし」を「同項第九号とし」に、「同項第六号とし」を「同項第八号とし」に、「同項第五号とし」を「同項第七号とし」に、「同項第三号の次に次の一号」を「同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号」に改め、第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 分別基準適合物の再商品化の目標に関する事項

第三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三項第二項第二号中「容器包装廃棄物」を「容器包装の再使用等その他の利用の合理化その他の容器包装廃棄物」に、「抑制の」を「抑制を促進する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 容器包装廃棄物の減量の目標に関する事項

第四条中「及び消費者」を削り、「使用」を「使用及び再使用」に改め、「合理化」の下に「による容器包装の発生抑制等」を加え、「努めるとともに」に、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう」を削り、同条に次の二項を加える。

2 消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装がされた商品又は容器包装が過剰に使用されていない商品の選択等により容器包装廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

3 事業者及び消費者は、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

第四十六条の次に一条を加える改正規定中「第七条の七第三項」を「第七条の八第三項」に改める。

第四十八条の改正規定中「第七条の六」を「第七条の七」に改める。

第八章を第九章とする改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条中「第二項第十一項第一号」を「第二項第十二項第一号」に改める。

第四十三条第一項の改正規定中「第七条の六」の下に「の規定による計画及び第七条の七」を加え、「第七条の七第一項」を「第七条の八第一項」に改める。

第四十三条第二項の改正規定中「同条第二項第二号」を「同条第二項第二号中「第二条第十項第一号」を「第二条第十一項第一号」に改め、同項中同号を」に改め、「及び第七条の六」を「第七条の六及び第七条の七」に改める。

第四十三条に一項を加える改正規定のうち第五項中「第七条の六」の下に「第七条の七」を加える。

第四十四条の改正規定を削る。

第十条の次に一条を加える改正規定中「その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度」を「各市町村における当該特定分別基準適合物の分別収集に要する費用について、その額の百分の五十を超えない範囲内において各市町村における分別収集の取組の状況」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の四第二項中「技術水準」の下に「指定容器包装利用事業者が行うべき容器包装の使用の合理化に関する取組の状況」を加え、「勘案して」を「勘案するとともに、消費者の意向を十分に尊重して」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定中第七条の七を第七条の八とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の六中「指定容器包装利用事業者(特定容器包装利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限定)であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という。))」を「容器包装多量利用事業者」に改め、同条を第七条の七とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定中第七条の五の次に次の一条を加える。

(発生抑制計画)

第七条の六 指定容器包装利用事業者(特定容器包装利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限定)であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という。))は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して容器包装の発生抑制に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

ない。

附則第一条第二号中「第三条まで、第五条、第六条」を「第六条まで」に改め、「除く。」の下に「第三十三条の改正規定」を、「限る。」の下に「同条第二項第二号の改正規定（第二条第十項第一号）を「第二条第十一項第一号」に改める部分に限る。」を加え、同条第三号中「第三十七条及び第四十四条」を「及び第三十七条」に改める。
附則第二条中「第七条の六」を「第七条の七」に改める。

平成十八年六月十六日印刷

平成十八年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K